

# 中央労福協ニュース NEWS LETTER

労働者福祉中央協議会（中央労福協）

発行人 南部 美智代

No.176

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町3-8 中北ビル5F

Tel 03-3259-1287 URL <https://www.rofuku.net>

## コロナ禍で困窮する学生へさらなる支援を！ 中央労福協、大内裕和・中京大教授と合同記者会見



中央労福協は4月12日、中京大学・大内裕和教授と合同で、文部科学省内で「コロナ禍における困窮する学生たちの現状と学費等への支援の必要性に関する記者会見」を実施した。コロナ禍が長引く中において、学費の支払いや生活に困窮する学生への支援を訴えた。今回は、全国で学生への物資支援に取り組んでいる日本生協連も同席した。会見には大手各記者から8社9名が列席した。

冒頭、中央労福協・神津里季生会長は「我が国は、社会が若者に対して安心して勉学を打ち込める仕組みになっていない。この状況がコロナ禍によってその脆弱性として現れている。また、コロナの影響で外食産業等が置かれている厳しい状況は、そこで生活費を稼ぐために働く学生のアルバイトの減少にもつながり困窮する学生への支援が求められている。」と挨拶を行った。

大内教授は「2020年の大学中退者数は全体として前年より減少している、これは、学費の延納・分納などの学生

支援や、オンライン授業の影響で下宿生の多くが実家に戻り、生活費を節約したことによるものだが、コロナ禍による中退者がいること自体が大きな問題だ。また、食料や生理用品が買えない学生が増えている問題は、学生生活がひっ迫していることの表れである。中退させないということは最低条件だが、在籍できては食料がない、生理用品が買えないから学校へ行けないなどの問題もある。こうした状況を打開するため、専門学校の中退者数の調査、学費の延納・分納・減額とそのため政府の支援策、学生への新たな給付金、授業料減免枠の拡大と給付型奨学金の対象拡大が必要だ」と訴えた。

### No.176 Topics

- 2面 事業団体相互のさらなる連携強化を
- 3面 コロナ禍の自殺急増の背景と私たちにできること
- 3面 ポストコロナ社会に対応した新しいオフィスへ。
- 4面 助け合い・支え合いの現場から第4弾 第3回
- 5面 労働組合等の会計税務に係る実務マニュアル発行
- 6面 連載 65 年金制度改革の歴史②



中央労福協・南部美智代事務局長は、文科省に学費と奨学金への支援に関する第四次緊急要請を行い、「学生支援緊急給付金」の拡充と継続などを訴えたことを報告した。また、2020年に中央労福協が立ち上げた「ろうふくエール基金（生活・就労応援基金）」で、北海道労福協と大阪労福協が日本生協連と連携して、コロナ禍において困窮する学生への食料支援を行ったことを紹介した。

日本生協連・二村睦子常務執行役員・組織推進部長は、全国の生協がJAや労働組合、地方労福協などと連携して行っている学生支援の取り組みを紹介した。「学生への食料支援には、募集に対して予想を超える申し込みがあり、

その状況からも学生が困っている状況が明らかだ」と話し、学生からは「オンライン授業で中々友達ができない、食料支援を受けるために久しぶりに登校した」など、様々な声があがっていることを説明した。また全国大学生協連が実施した2020年学生生活実態調査について報告を行い、最後に「学生生活を継続し、しっかり学べるよう社会全体での支援が不可欠だ」と訴えた。

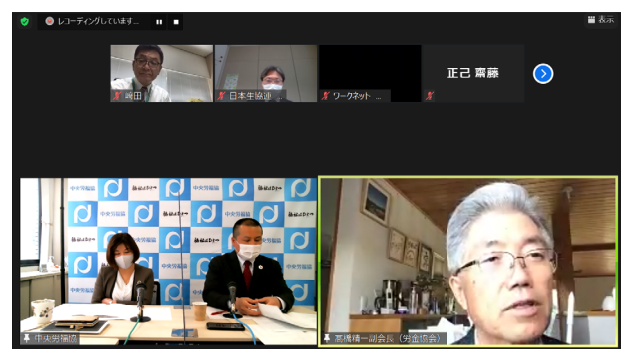
中央労福協は、本年4月より、第3期「奨学金制度改善・教育費負担軽減」運動をスタートし、将来的な教育無償化をめざし取り組みを進めていく。

## ポストコロナ社会を見据え 事業団体相互のさらなる連携強化を

中央労福協は4月16日、加盟事業団体相互の連携と協力関係の強化を目的に第1回事業団体会議をWeb形式で開催した。昨年はコロナ禍で開催を見送ったことから2年ぶりの開催となり、この間の労福協の取り組みについて意見交換を行った。

座長を務めた高橋精一副会長（労金協会副理事長）は冒頭の挨拶で「依然としてコロナ禍の収束が見えず対面の活動が制約される中でもWeb会議やSNSの活用など、私たちはポストコロナ時代に向けた新しい手法での取り組みを模索してきた」とこの1年間を振り返った。また先の3月11日に東日本大震災の発災から10年を迎えたことに触れ、「毎年多発する自然災害とこのコロナ禍を前に、我々労福協に集う仲間が役割を發揮する必要がある」と強調した。

会議では、昨年7月に立ち上げこの間取り組みを続けてきた「ろうふくエール基金」の今後の方向性や、今回



新たにスタートする「奨学金制度改善・教育費負担の軽減」に向けた新たな取り組み、さらに2021年度全国福祉強化キャンペーンの取り組み骨子案、事業団体との対話活動などについて、相互に意見交換を行った。

非常時の今だからこそポストコロナ社会に向けて新しい手法を活用しながらより緊密な相互のコミュニケーションを図り私たちは労福協運動を強力に推進していく。

## 第6回 Web 学習会 コロナ禍の自殺急増の背景と私たちにできること

中央労福協は3月22日、高橋聡美氏〔中央大学人文科学研究所客員研究員・博士（医学）／前 防衛医科大学校精神看護学教授〕を講師に招き、コロナ禍でクローズアップされた自殺問題について理解を深める Web 学習会を開催、約80名が参加した。

高橋氏は、長年携わる自殺予防教育や東日本大震災後の遺族ケア、新型コロナ対策の派遣自衛官のメンタルケアなど豊富な経験をもとに、コロナ禍における自殺急増の特徴と背景について次のように指摘された。自殺者数の内訳をみると10・20代の若者、特に女性の割合が非常に高い。芸能人の自殺、過剰報道などの影響と言われるがそれだけではない。コロナ禍以前から若者の自殺者数はずっと増え続けていたにも関わらず効果的な対策がとられていなかった。家族関係、学業・進路など様々な問題を抱えていた方がコロナ禍をきっかけに自死を選んでしまったと考えられる。

自殺予防対策として私たちができることとして死にたい、と思うときには問題が複雑化していて対応が難しい。



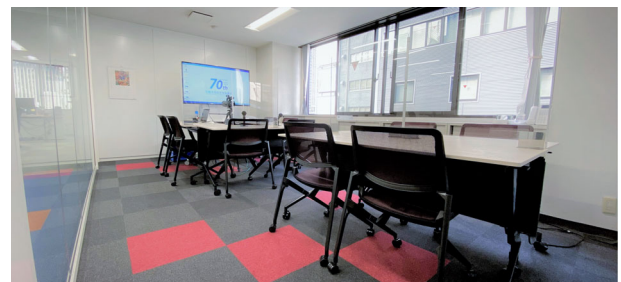
私たちが対応すべきなのはもっと手前の部分、親子関係が悪い、上司とうまくいかない、仕事が合わない、借金を抱えている、親の介護が大変など、日々向き合っている「生きづらさ」に気づきサポートすることが大切であり、家庭でも学校でも職場でも「SOSの出し方（3人目まではあきらめずに相談する等）」「SOSの受け止め方（ありのまま受容し傾聴する等）」を学ぶ機会をもつことが必要だと高橋氏は訴えた。

## ポストコロナ社会に対応した新しいオフィスへ。 — リモートワーク・Web 会議に対応し、事務所を一部改装

日本社会では新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけに時差通勤、リモートワーク、Web 会議など、IT を有効活用した「新しいスタイル」が加速度的に普及し、この1年間を経て「ニューノーマル」として定着してきた。

中央労福協においてもこうした時代や社会の変化に対応し、新しい働き方や会議スタイルなどをより有効に活用していくため、3月6～7日に事務所レイアウトの一部改装工事を実施し、翌8日から新しいオフィスでの業務をスタートした。

新しいオフィスでは、音漏れを防ぎながらも圧迫感を感じさせないガラス張りの会議室を設けWeb会議に対応。また、旧来型の「応接間」を改装し、来訪頂いたお客様と気持ちよくコミュニケーションが図れる憩いの場としてカフェコーナーを設置した。さらに、ペーパーレス化を推進していくことから、従来大型コピー機を廃止し、小型高性能な機種に変更、執務室の窓に面したスペースにはリフレッシュや集中作業ができるハイカウンター席



を新設した。

東京・神保町界限にお越しの際は、ポストコロナ社会に対応した新しい中央労福協のオフィスへ、ぜひお気軽にお立ち寄り下さい。

連載 助け合い・支え合いの現場から 第4弾



北海道労働者福祉協議会  
前副理事長兼事務局長  
小関 顕太郎 さん

## 第3回 労働運動と労働者自主福祉運動、 地域運動充実の立場から

### ● 青年委員会・女性委員会等をたちあげ労福協運動の強化を

労福協を構成する組合員の現状や地域の実情等を可能な限り把握するということは前号

でふれました。その運動化を図るため、「労働者自主福祉運動の充実・強化に関わる検討委員会」を設置しました。「より焦点化した議論を行う」という観点から、検討委員会のほかに連合や福祉事業団体の協力を得て、地域代表者・産別代表者・青年代表者・女性代表者の4小委員会も立ち上げることにしました。

現状の共有化と今後の労福協運動に求めること、係わり方について積極的な意見交換等が行われ、運動推進に対して多くの示唆を与えるものとなりました。

詳述は紙幅の関係で割愛（後述）させていただきますが、毎年の労福協運動において重点化・具体化しています。その主なものは、労福協・福祉事業推進会議・連合労働福祉対策特別委員会に対する女性代表・青年代表の複数名の運動決定機関への参画確保、福祉事業団体の商品開発に対する意見交換や学習会の設定、政策制度要求への意見反映などが挙げられます。



第1回全道ウェルフェアスクール  
(2019.10.10)



分散会  
(労働運動・労金運動・労済運動に期待すること、期待に応えるために何をすべきか)

### ● 地域委員会・産別委員会をたちあげ労福協・地域運動の強化を

道内14のブロックにおいて尽力されている方をメンバーとする地域委員会では、「直面する人的・財政的課題」「歴史的に積み上げられている地域運動の継承」について、多くの時間が割かれました。この点については、「労福協組織財政検討委員会」（後述）で触れることとします。

産別委員会は、それぞれが地域・職域で抱えている福祉運動課題の共通理解を図ることから始め、「労働福祉運動の推進体制強化」に焦点を当てて議論が進められました。

議論の経過から、「労福協運動の歴史と今後についての学習機会の確保」が再認識され、多くの産別・単組で学習会開催に取り組むこととなりました。また、産別・事業団体合同のウェルフェアスクール開催に道筋をつけることができたことは大きな財産となりました。

ためる、かきる、ふやす。相談できるって、心強い。

はたらくあなたの、いちばんそばに。

らろうきん アンパスター 高野 直

らろうきん

## 最新 2021 年度版 「労働組合等の会計税務に係る実務マニュアル」発売中！

最新「労働組合等の会計税務に係る実務マニュアル」2021年版を刊行しました。2018年版発行からおよそ3年を経過しており、この間の税制改正①消費税税率10%への引き上げ、②特別法人事業税（国税）の創設、③給与所得控除の一律10万円引き下げ、さらにコロナウイルスに関わる税制改正等を反映しました。

また、インターネットバンキングなどへの対応を踏まえ会計監査に活用できる様式を新たに追加するなど、内容を充実しています。より透明性が求められている会計・税務に携わる、会計責任者、担当者、監査の皆さまの日常業務にぜひご活用ください。

### ＼ 2021年版 ＼ 労働組合等の会計税務に係る実務マニュアル

#### 1 税制改正に対応

2018年版以降の税制改正に対応しています。

#### 2 会計監査に活用できる様式を掲載

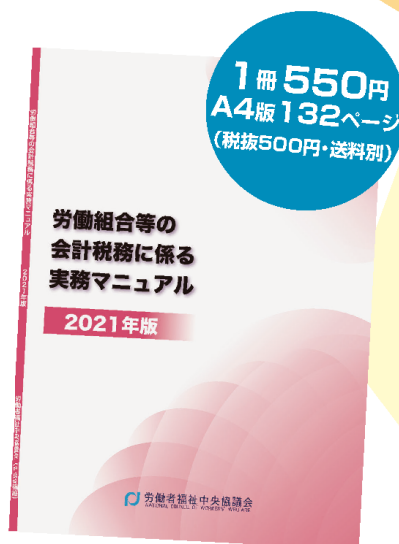
預貯金等の財産目録として普通預金等の残高確認表を掲載。

#### 3 労働組合特有の税務問題に対応

労働組合で生じる税務問題について解説しています。

#### 4 組合事務所にぜひ一冊を

会計責任者及び担当者、監査の皆さんの日常業務にぜひご活用ください。



### 労働者福祉中央協議会（中央労福協）発行

申し込みは中央労福協HP (<https://www.rofuku.net/>)  
またはFAXにてお申込みください。

**FAX 03・3937・7177** 株式会社 広報プレイス

中央労福協

検索

FAX記入フォームは裏面へ▶▶▶

税務マニュアルに関するお問い合わせ

 労働者福祉中央協議会（中央労福協） ☎03・3259・1287

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-8 中北ビル5F 担当：佐野

販売に関するお問い合わせ

株式会社 広報プレイス ☎03・3230・0323

〒175-0081 東京都板橋区新河岸1-7-7 担当：営業部

### 村山連立政権下での九四年改正

### 年金制度改革の歴史②

一九九四年の「年金改正法案」は、前回積み残した厚生年金の支給開始年齢の六五歳への引き上げが最大の課題であった。改正法案は、九三年八月に発足した細川連立政権のもとで九四年三月に国会提出され、羽田内閣、村山内閣とめまぐるしく連立政権が交代する中で審議であった。

改正法案は、①厚生年金の定額部分を二〇〇一年から段階的に六五歳に引き上げ（女性は五年遅れ）、六〇〜六四歳の報酬比例部分は「別個の給付」として支給。②働きながら年金を受け取る場合（在職老齢年金）は二割カットを基本に賃金と年金の合計に応じてさらに年金額を減額。③現役世代の名目賃金の上昇分を年金額に反映する「賃金・スライド」を税・社会保険料の上昇分を差し引いた「可処分スライド」に変更する。

④あらたにポーンナスから1%の保険料を徴収。④育児休業中の厚生年金の保険料（本人分）の免除等であった。

改正法案の本格的な国会審議は、村山連立政権のもと九月一九日から開始されたが、連合は、「五項目修正と三項目の補強」を対置して、連立与党議員への要請、厚生省前集会や総決起集会などの行動を積み重ね、また衆議院の「中央公聴会」では、鷲尾事務局長が修

正意見を述べたのである。その主な主張は、①「別個の給付」は、働くことが困難な場合は満額の年金を支給すること。②在職老齢年金の一律二割カットを撤回すること。③基礎年金の国庫負担率（1/3）の引き上げを明確化すること等であった。

その結果、改正法案は、定額部分の引き上げやポーンナスからの保険料徴収は阻止できなかったものの、「国庫負担の引き上げは、総合的に検討し必要な措置を講ずる」「在職老齢年金の賃金との併給調整の水準を二〇万円から二十二万円へ引き合上げる」などの修正が加えられ、十一月二日に成立。またこの年、六〇歳定年の九八年からの義務化が高齢者雇用安定法で定められる。

連合は、「六〇歳台前半の年金のあり方に決着をつけるもので、連合要求に沿って法案が修正され、前向きな政府答弁、付帯決議等を引き出した」と評価し、今後は「希望すれば誰でも六五歳まで働ける環境整備、公務員・JR・NTTなどの共済年金と厚生年金の一元化」をめざすことになった。

しかし、五年後の九九年改正で、政府は「別個の給付」を廃止し、再び厚生年金の支給開始年齢の六五歳への引き上げを提案してくる。

以下次号（高橋均・小島茂）





生活・就労応援基金

# ろうふくエール基金

◆ 生活困窮者を支援する相談員にエールを！

◆ 今こそ支えあい。生活・就労支援を広げよう！

皆さまのあたたかいご支援をお願いします

口座振込・クレジットカード決済に対応！

※詳細はろうふくエール基金特設サイトをご覧ください！

https://www.rofuku.net/rofuku-yell/

